

一橋大学附属図書館学生用図書購入リクエスト制度実施要領

平成26年6月18日

附属図書館長決裁

(目的)

- 第1** この要領は、一橋大学附属図書館（以下「図書館」という。）における蔵書の充実並びに一橋大学（以下「本学」という。）の学生の学習及び調査研究の支援を図るため、学生用図書の購入リクエスト制度（以下「リクエスト制度」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(利用できる者)

- 第2** リクエスト制度を利用できる者は、本学の学部学生及び大学院学生とし、学則第5章に規定する科目等履修生等は含まないものとする。

(対象としない図書)

- 第3** 次の各号に掲げる図書は、リクエスト制度の対象としない。
- 一 すでに図書館に所蔵されている図書で、複本の購入を要しないもの
 - 二 ベストセラー等で、個人で購入することが望ましい図書
 - 三 全集・叢書及び雑誌その他年度を超えて刊行され、後年度負担を要する図書。ただし、雑誌の別冊・増刊号等で、特定のテーマに係る号のみをリクエストする場合は、この限りでない。
 - 四 定価（図書の表示価格、店頭（ウェブサイトを含む。）販売価格又は各種のカタログ若しくはパンフレット等の表示価格で消費税を含むものとする。ただし、外貨による表示価格の邦貨換算レートは、リクエストしようとする日又は直近の東京外国為替市場営業日の当該外貨に係る外国為替レートに1.2を乗じて得られた価額を標準とする。以下、次号において同じ。）が1,000円未満の図書
 - 五 定価がおおむね50,000円以上の図書。ただし、附属図書館長が必要と認めた場合は、この限りでない。
 - 六 その他図書館の収書方針と合致しない図書

- 2 前項第4号及び第5号の定価が不分明である場合は、和書5,000円、洋書10,000円とみなし、当該価格をもって第5第3項の規定を適用する。ただし、定価が判明した場合は、速やかに補正した上、必要な措置を講じるものとする。

(手続)

- 第4 リクエストしようとする者は、図書館ホームページの「My Library」サービスから所定の手続をするものとする。ただし、これによりがたい場合は、所定の購入申込書の提出によって替えることができる。

(制限)

- 第5 附属図書館長は、次に掲げる場合は、リクエストを制限し、又は受理しないことができる。
- 一 同一年度内に、同一の学生が制限冊数又は制限金額を超えてリクエストする場合
 - 二 リクエスト制度に係る予算を超過し、又は超過するおそれがある場合
 - 三 第3の規定にかかわらず、リクエストしようとする図書の内容、金額又は特殊性その他の性状にかんがみ、図書館間の相互利用サービスその他の方法により入手することが適当と思われる場合
 - 四 リクエストしようとする学生が、図書館の利用に係る規則等の規定に違反している場合
 - 五 入手までに緊急を要するなど特定の条件が付されているリクエストで、当該条件に応じることが困難であるか、又は業務に支障を及ぼすおそれがある場合
 - 六 その他図書館の収書方針と合致しない図書
- 2 前項第1号の制限冊数は、大学院学生にあつては30点、学部学生にあつては15点とする。
- 3 第1項第1号の制限金額は、大学院学生にあつてはおおむね100,000円、学部学生にあつてはおおむね30,000円とする。

(図書の利用)

- 第6 リクエストに基づき購入した図書は、当該リクエストをした者が優先的に貸出しを受け、又は閲覧することができる。ただし、利用が可能となった旨の通知又は掲示をした日から、特段の理由がなく7日以内に借用又は閲覧のための手続をしない場合は、優先的権利を放棄したものとみなす。

(受付期間)

- 第7** リクエストの受付期間は、各年度、4月1日から1月末日までとする。ただし、附属図書館長は、受付期間内であっても、リクエスト制度に係る予算を超過した場合又は超過するおそれがあると判断した場合その他業務上必要と判断した場合は、直ちに受け付けを中止し、中断し、又は必要な制限措置を講じることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、附属図書館長が必要と認めるときは、リクエストの受付期間を延長することができる。

附則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この要領の実施の際、既にリクエストがあった図書で納入されていないものについては、この要領の規定に基づきリクエストされたものとみなす。ただし、第5の規定は適用しない。

附則

この要領は、平成20年4月1日から実施する。

附則

この要領は、平成23年4月1日から実施する。

附則

この要領は、平成26年4月1日から実施する。